

3. 特定親族特別控除の創設

19歳以上23歳未満の親族(配偶者および青色事業専従者等を除く)の合計所得金額が95万円以下の場合、親等は特定扶養控除と同額(45万円)の所得控除を受けることができます。また、合計所得金額が95万円を超えた場合においても、合計所得金額123万円までは子等の所得に応じた控除を受けることができます。

特定親族特別控除額一覧は以下のとおりです。

特定親族の前年の合計所得金額	控除額
580,000円 ～ 950,000円	45万円
950,001円 ～ 1,000,000円	41万円
1,000,001円 ～ 1,050,000円	31万円
1,050,001円 ～ 1,100,000円	21万円
1,100,001円 ～ 1,150,000円	11万円
1,150,001円 ～ 1,200,000円	6万円
1,200,001円 ～ 1,230,000円	3万円